

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第15回北小委員会に向けた北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（ISC）での検討状況等に関する説明会

議事次第

1 日時：

令和元年7月19日（金）13：30～15：30

2 場所：

TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンター ホール3A
（東京都港区虎ノ門1-4-3 NT 虎ノ門ビル）

3 議事次第：

（1）開会

（2）主催者挨拶

（3）議事

①太平洋クロマグロの資源状況に関するISCでの検討状況について

②太平洋クロマグロの漁獲証明制度に関する検討状況について

（4）質疑応答・意見交換

（5）閉会

**WCPFC北小委員会に向けたISCでの
検討状況等に関する説明会**

**2019年7月19日
水産庁**

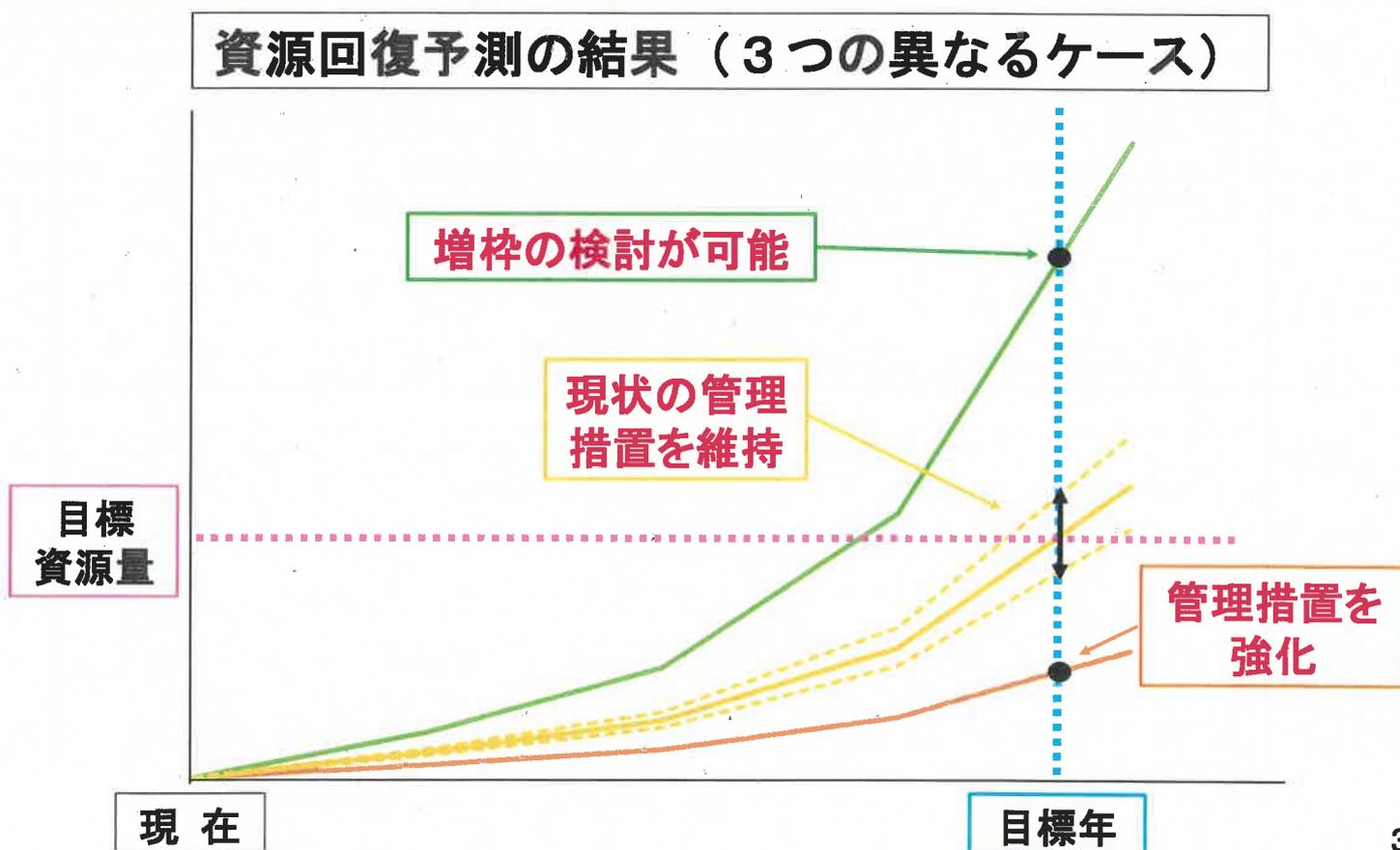
**I . 太平洋クロマグロの資源状況に
関するISCでの検討状況について**

1-1. 太平洋クロマグロの「漁獲制御ルール」 (2017年合意)

- 「漁獲制御ルール」とは、資源変動に応じて管理措置を自動的に改訂するルール。
- 2017年にWCPFCで合意された内容は、以下のとおり。
資源評価の結果、「**暫定回復目標**」の達成確率が、
(A) 60%を下回った場合、60%に戻るよう、**管理措置を強化**
(B) 75%を上回った場合、
(a)「**暫定回復目標**」の達成確率**70%以上を維持**、かつ
(b)「**次期回復目標**」の達成確率**60%以上を維持**
する範囲で**増枠の検討が可能**となる。

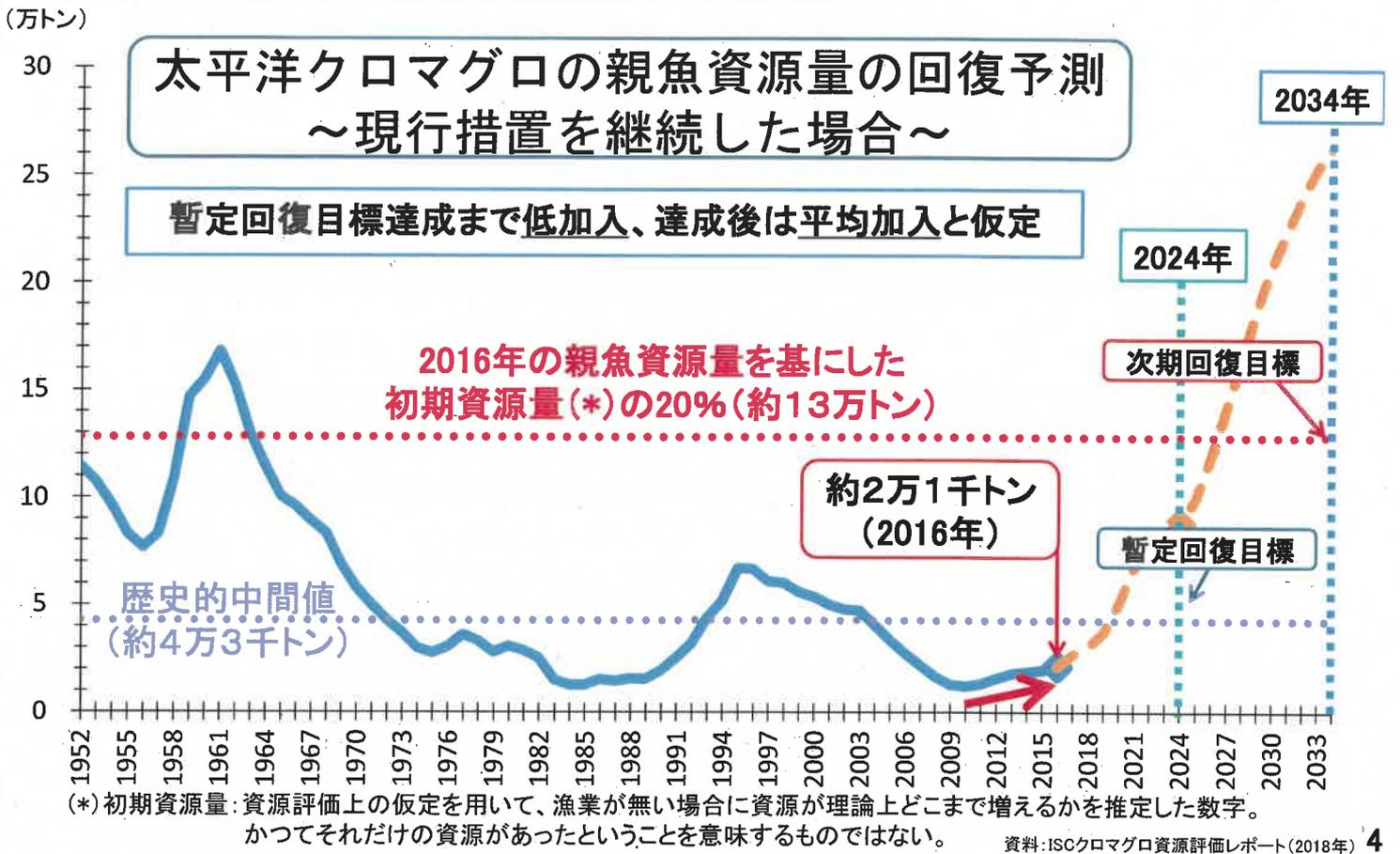
2

1-2. 太平洋クロマグロ「漁獲制御ルール」の概念図

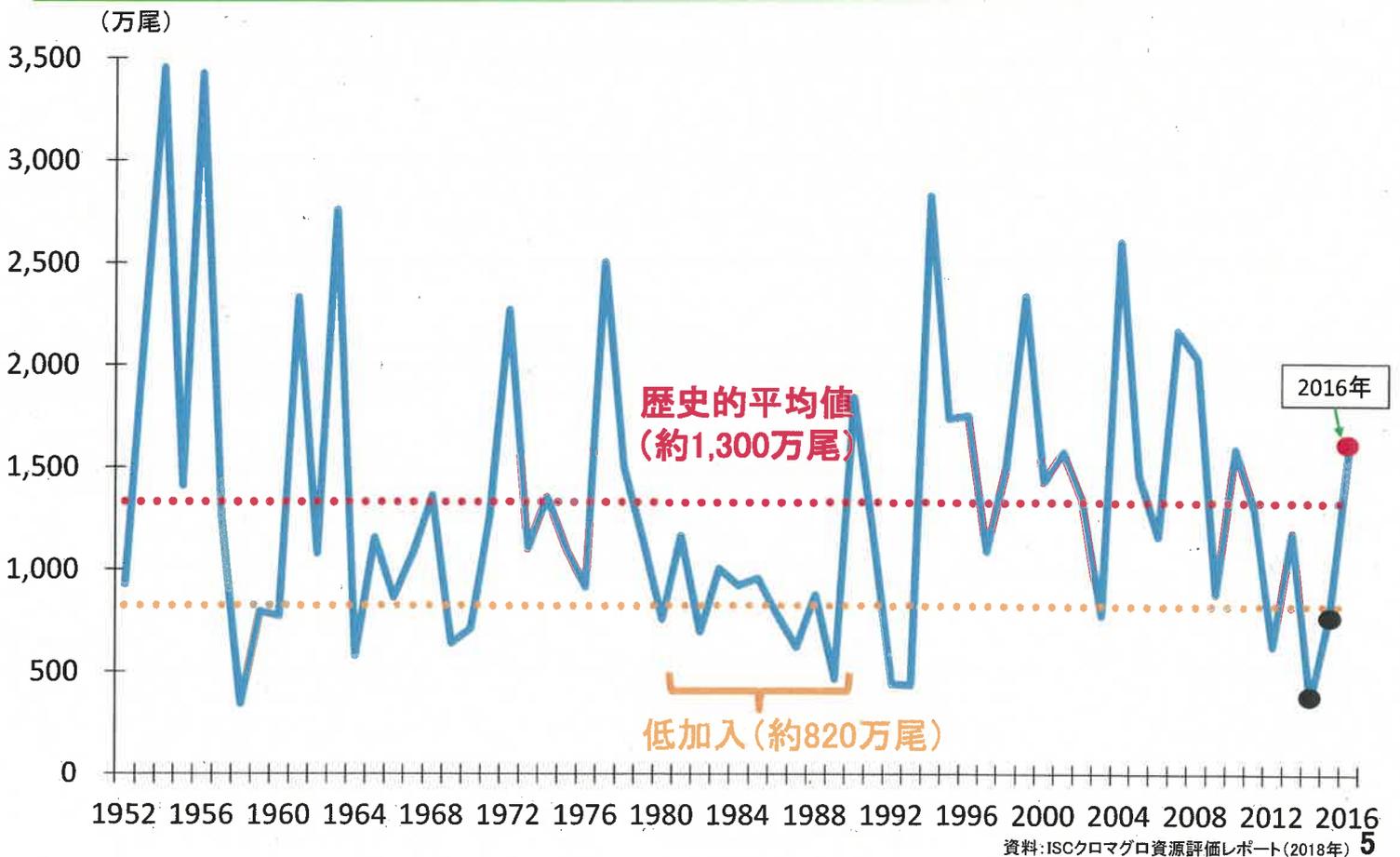


3

2-1. 2018年のISCの結果（将来予測）



2-2. 2018年のISCの結果（0歳魚の加入（発生）状況）



3-1. 昨年のWCPFC北小委員会及び年次会合の結果

(1) 増枠

- ✓ ISCの将来予測の結果、「漁獲制御ルール」に基づいて増枠の検討が可能となったため、「**小型魚・大型魚の両方について漁獲上限のそれぞれ15%の増加**」を、我が国から提案。
- ✓ しかしながら、①**非常に低い資源状況**、②**将来予測の結果は直近1年分(2016年)の加入状況**(高水準だが、不確実性が高い)に**大きく依存**する、等の意見が出され、コンセンサスが得られなかった。
- ✓ 上記②の不確実性に対応するため、ISCに以下を要請。
 - **追加の資源指標を確認**し、科学的勧告の見直しの必要性を評価
 - 複数のシナリオに基づく**追加の将来予測**を実施

6

3-2. 昨年のWCPFC北小委員会及び年次会合の結果

(2) 漁獲枠の未利用分の繰り越し

- ✓ 「仮に、その年の漁獲量が**漁獲上限に達しなかった場合、翌年にその分を一定程度繰り越すことができる**」旨の新たな規定の追加を、我が国から提案。
- ✓ **北小委員会ではコンセンサスが得られなかったが、その後、国内関係者から、繰り越し規定の追加について強い要望**があり、年次会合に向けて**再度関係国等と協議**。
- ✓ その結果、年次会合で以下の内容について**合意**。
 - その年の漁獲上限の**未利用分(当該年漁獲上限の5%まで)**は、**翌年に繰越可能**。
 - **2019年の未利用分から適用し、2020年の漁獲枠に繰越し**。

7

4-1. 2019年のISCにおける追加の資源指標の確認

- (1) 日本の曳き縄船による0歳魚のCPUEについて、最新(2017年)のデータを確認
→ 歴史的な平均値と同程度
- (2) 日本の加入量モニタリングデータについて、最新(2017年及び2018年生まれ)のデータを確認
→ 2016年の値よりも高い

上記データは来年(2020年)の資源評価で再確認する必要があるものの、将来予測で仮定している「低加入」レベルよりも高い可能性

資源指標等を確認した結果、昨年の科学的勧告の見直しは不要と結論

8

4-4. 2019年のISCによる追加の将来予測

	中西部太平洋		東部太平洋	暫定回復目標の達成確率
	小型魚	大型魚		
0	増加なし		増加なし	99%
1	増加なし	+ 600トン	+400トン	95%
2	+ 5% (日本: +200トン)	+1,300トン	+700トン	88%
3	+10% (日本: +401トン)	+1,300トン	+700トン	81%
4	+ 5% (日本: +200トン)	+1,000トン	+500トン	89%
5	増加なし	+1,650トン	+660トン	92%
6	ともに+ 5%		+ 5%	93%
7	ともに+10%		+10%	86%
8	ともに+15%		+15%	76%

資料:ISC作業部会がIATTC科学諮問委員会へ提出した文書(2019年)に基づき水産庁で作成

全てのシナリオが「漁獲制御ルール」の条件を満たす

9

Ⅱ. 太平洋クロマグロの漁獲証明制度 に関する検討状況について

10

5. 漁獲証明制度に関するこれまでの議論

- 漁獲証明制度は、漁獲の段階から漁獲物の動きを記載した書類を政府等が認証することで、当該漁獲物が保存管理措置を遵守したものであることを確認する制度。
- 大西洋クロマグロは2008年から、ミナミマグロは2010年から導入。太平洋クロマグロについては、WCPFCとIATTCのそれぞれにおいて重要課題。
- 2017年の北小委員会で、2018年～2020年にかけて技術会合を開催し、制度案を作成することで合意
- 昨年9月に第1回技術会合を開催。我が国から、議論すべき論点（用語の定義、証明書の認証手続き、導入スケジュール等）を整理した文書を提出。
- 第2回技術会合は本年9月2日に開催予定。関係者の御意見も踏まえ、我が国から漁獲証明制度の骨子案を提出予定。

11

6-1. 漁獲証明制度の骨子案（現時点版）

（1）目的等

- ✓ 目的は、①違法漁獲物の市場からの排除、②クロマグロ保存管理措置の実施支援
- ✓ 関係者の負担を軽減するために電子システムによる運用を原則（例外的に紙も使用可）
- ✓ 電子システムの導入時期は、途上国の対応能力等も考慮しつつ検討
- ✓ 特定の部位（頭、目、卵、内臓及び尾）は適用除外

12

6-2. 漁獲証明制度の骨子案（現時点版）

（2）認証

- ✓ 認証者は、政府職員又は権限を付与された個人／機関
- ✓ 認証対象は「漁獲」「活魚（養殖種苗等）の活け込み」「活魚の（生け簀からの）取り上げ」「転載」「輸出」
- ✓ なお、水揚げ／取り上げ後の国内取引は適用除外とするが、最終的に輸出する場合には、全ての履歴をトレースする必要。
- ✓ 各々の認証のタイミングについては、電子システムの具体的な仕様等を踏まえ、別途検討。
- ✓ 活魚（養殖種苗等）の生け簀間の移送については、情報は記入するが、認証の適用除外。

13

6-3. 漁獲証明制度の骨子案（現時点版）

（2）認証（つづき）

- ✓ 漁獲時の認証は、水揚げ毎に行う。
（※国内的には、TAC管理システムへの必要情報の入力をもって、認証に代えることができる仕組みを検討）
- ✓ 活魚（養殖種苗等）の活け込み時の認証は、活け込み毎に行うこととするが、輸出しない場合は、漁期終了時に一括して行うことも可能（人工種苗の場合を含む）。
- ✓ （生け簀からの）取り上げ時の認証は、取り上げ毎に行うこととするが、輸出しない場合は、漁期終了時に一括して行うことも可能。
- ✓ 輸出時の認証は、輸出毎に行う（再輸出も同様）

14

7. 今後の予定

9月2日

漁獲証明制度技術会合（米国・ポートランド）

9月3日
～9月6日

WCPFC北小委員会（米国・ポートランド）
（会合期間中に、太平洋クロマグロに関するIATTC
との合同作業部会を開催）



12月5日
～12月11日

WCPFC年次会合（パプアニューギニア）
北小委員会の合意事項の承認について議論

15

既存のマグロ類の漁獲証明制度(概要)

地域漁業管理機関		大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)	みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)
対象魚種		大西洋クロマグロ	ミナミマグロ
開始年		2008年	2010年
認証者		政府職員又は権限を付与された個人若しくは機関	政府職員又は権限を付与された個人若しくは機関
媒体		電子(例外的に紙も可)	紙
漁業	水揚げ	<ul style="list-style-type: none"> ・水揚げ時に政府等が認証(タグを使用すれば不用) ・1回の水揚げが1トン未満又は3尾未満の場合は、紙媒体での政府等の認証で可能だが、7日以内かつ輸出前に電子的に政府等の認証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・水揚げ時に政府等が認証 ・タグを使用
	養殖向け	<ul style="list-style-type: none"> ・水揚げ時と同様、政府等が認証(まき網船は100%委員会オブザーバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁期終了時までにとまとめて政府等の認証
養殖		<ul style="list-style-type: none"> ・活け込み情報は、その都度政府等の認証 ・移送時には、送り元と受取先が当該情報を入力 ・収穫時に政府等の認証 <p>(移送用生け簀への移送時にビデオ撮影、移送用生け簀100%国オブザーバー、活け込み時に100%委員会オブザーバー、活け込み時ステレオビデオ撮影、越年魚は再移送を行いステレオビデオ撮影、収穫時に100%委員会オブザーバー)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活け込みの情報は、漁期終了時にまとめて政府等の認証 ・移送時には、送り元と受け取り先が当該情報を入力 ・収穫時に政府等の認証 ・収穫物にタグ付け
適用除外部位		頭、目、卵、内臓、尾	頭、目、卵、内臓、尾
輸出		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出業者が入力し、政府等が認証。(再輸出も同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出業者が入力し、政府等が認証。(再輸出も同様)